平成２２年（フ）第７号
新潟県佐渡市春日1142番地12
債務者　山本ツボミ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第８号
新潟県佐渡市両津夷270番地５
債務者　野口　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後１時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第６５５号
大阪府門真市垣内町10番14号
債務者　前田　明美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９号
大阪府守口市寺方元町２丁目10番６―207号
債務者　浦澤　誠一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２号
川崎市川崎区渡田東町12番４号　藤美荘１号室
債務者　井出　和男
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
川崎市多摩区生田６丁目５番６号　ビバリーハウス３―A、前住所東京都大田区池上５丁目８番９号
債務者　斎藤　　健
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
川崎市多摩区生田３丁目18番16―402号、前住所東京都世田谷区砧１丁目１番４号ガーデンシティ砧207
債務者　三島　範明
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
川崎市高津区坂戸３丁目17番10―203号グランエステート
債務者　石井　和仁
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
川崎市宮前区野川789番地１　ベルメゾン宮前ビュースクエア802
債務者　籾井　優子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
川崎市幸区古川町124番地　古川フラット301
債務者　前川　竜司
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
愛知県岡崎市曙町１丁目１番地
債務者　筒井モモコ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
愛知県岡崎市江口２丁目３番地３　ファミール江口201
債務者　城井　英治
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後２時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３４１号
東京都板橋区相生町22―15―102
債務者　鈴木喜代子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４０６号
東京都東久留米市浅間町１丁目13―４―101
債務者　村井左和子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４１１号
埼玉県川口市東領家４丁目15―11―204
債務者　木村　武裕
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部